

公表監第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和3年11月22日

| | |
|---------|-------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 西宮市監査委員 | 佐竹令次 |
| 西宮市監査委員 | 板戸史朗 |
| 西宮市監査委員 | 大川原成彦 |

付記

報告監第7号 令和3年度第2回 監査結果報告書

| | |
|----------|---------------------|
| 定期監査 | 土木局 |
| 財政援助団体監査 | 西宮コミュニティ協会 |
| 出資団体監査 | 公益財団法人西宮市国際交流協会 |
| 指定管理者監査 | 日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体 |

西宮市長 石井登志郎 様
西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査及び行政監査）並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和3年11月19日

西宮市監査委員 石原 俊彦
西宮市監査委員 佐竹 令次
西宮市監査委員 板戸 史朗
西宮市監査委員 大川原成彦

目 次

指定管理者監査結果報告（日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体）

| | |
|---------------|----|
| 第1 監査の対象 | 30 |
| 第2 監査の期間及び方法等 | 30 |
| 第3 監査の結果 | 30 |
| 1 指定管理の概要 | 30 |
| 2 指定管理経費の収支状況 | 32 |
| 3 業務の改善 | 33 |
| 4 業務の実施状況 | 33 |
| 第4 要改善事項 | 37 |
| 1 指定管理者 | 37 |
| 2 所管部局 | 38 |
| 第5 監査委員の意見 | 39 |
| 1 指定管理者 | 39 |
| 2 所管部局 | 39 |

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

指 定 管 理 者 監 査 結 果 報 告

(日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体)

第1 監査の対象

西宮市フレンテホール（以下「フレンテホール」という。）の指定管理者、日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体における、主として令和2年4月1日から3年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

第2 監査の期間及び方法等

令和3年8月16日から監査事務局職員による監査を開始し、同年10月15日に監査委員によるヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

| | |
|-------|-------------------------|
| 名 称 | 日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体 |
| 代 表 者 | 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田 慎太郎 |
| 所 在 地 | 西宮市六湛寺町9番16号 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで |

(2) 対象施設

| | | | |
|-----------|----------------------|--|--|
| 名 称 | 西宮市フレンテホール | | |
| 所在地 | 西宮市池田町11番1号 フレンテ西宮5階 | | |
| 施設概要 | 開館日 | 平成6年4月16日 | |
| | 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 (上記の内5階及び6階の一部) | |
| | 延床面積 | 1,164.13㎡ | |
| | 施設内容<ホール> | 用途 | 可動式舞台を備えた多目的ホール |
| | | 定員 | 300名 (可動式椅子席/274席、車椅子席/4席) |
| | | 舞台 | 間口/12.4m 奥行/5.4m 高さ/6.5m (床~舞台 0.00m~0.77mの昇降式) |
| 楽屋 | | 3室 | |
| 施設内容<練習室> | 定員 30名 75㎡ | | |
| 業務日時 | 開館時間 (受付時間) | 午前9時から午後10時まで ※平成30年度に受付終了時間を午後8時から午後10時に 変更 | |
| | 休館日 | 毎週火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌平日) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで) | |

開館から平成17年度までは財団法人西宮市文化振興財団に管理委託していたが、平成18・19年度は非公募、平成20年度から平成24年度まで及び平成25年度から平成29年度までは公募の結果、現公益財団法人西宮市文化振興財団が指定管理者として管理を行ってきた。平成29年度に行われた公募、選定の結果、平成30年度から令和4年度までの間、日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体が指定管理者の指定を受け、管理業務を行っている。

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市市民ホール条例（以下「条例」という。）第16条に規定されている。主なものは、フレンテホール使用の許可や使用料の徴

収などの事務、施設及び設備の維持管理業務である。指定管理業務の範囲や内容及びリスクの分担などについては、基本協定書や年度協定書、仕様書等により定められている。

(4) 指定管理料

2年度の指定管理料については、年度開始当初に締結された年度協定書で、金額を33,075,000円、支払回数を年4回と定めていたが、2年8月に年度協定書を変更し、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費として2,500,000円を増額し、指定管理料の合計額を35,575,000円に、支払回数を年5回にそれぞれ変更している。

2 指定管理経費の収支状況

2年度の収支状況は、次のとおりである。

フレンテホール

(単位：円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|---------|------------|-----------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 指定管理料 | 35,575,000 | 人件費 | 13,441,148 |
| 精算科目戻入額 | △785,509 | 修繕費 | 410,500 |
| | | 賃借料 | 99,792 |
| | | 印刷製本費 | 156,303 |
| | | 通信運搬費 | 582,646 |
| | | 租税公課 | 4,100 |
| | | ホームページ運営費 | 437,720 |
| | | 備品購入費 | 155,980 |
| | | 事務用品費 | 442,703 |
| | | 支払手数料 | 481,213 |
| | | 保険料 | 70,480 |
| | | 委託料 | 15,773,020 |
| | | 統括管理費 | 986,000 |
| | | コロナ対策費 | 1,743,991 |
| 計 | 34,789,491 | 計 | 34,785,596 |

収支差額 3,895 円

収入決算額は指定管理料 35,575,000 円から精算対象としている修繕費と新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費（コロナ対策費）の精算分 785,509 円を差し引いた 34,789,491 円で、支出決算額 34,785,596 円との収支差額は 3,895 円となっている。

3 業務の改善

指定管理者からの提案により、平成30年度に窓口受付終了時間を午後8時から午後10時に変更し、夜間区分の施設利用者へのきめ細かな対応とともに、夜間の来館者への窓口対応も行うなど、利用者サービスの向上に努めている。また、コロナ禍において、貸館利用者からのイベント開催、助成金・補助金に関する相談に応じており、ホール等のイベント利用についても、中止や延期の情報を含めて、ホームページ等で積極的に情報発信を行っている。

4 業務の実施状況

(1) 指定管理者

ア 使用料の徴収金

使用料の徴収金について、基本協定書では、収納日の翌日(指定金融機関の営業日でないときは翌営業日)に金融機関に収納するものとなっているが、フレンテホールの休館日や金融機関の休日を除いても、複数日分をまとめて金融機関に持ち込んでいる例が多く見られた。

イ 防火管理

基本協定書に定める防火管理者の選任及び防火管理に関する業務について、平成30年度の指定管理業務開始より防火管理者変更の届出が行われておらず、また、消防計画についても、指定管理業務に関わる個別計画は作成されていなかった。

ウ 事業報告書

事業報告書は、基本協定書で定める期限内(3年4月30日付)に市に提出されている。

① 利用者アンケート

指定管理者が実施すべきアンケートは、定型のアンケート用紙を利用の都度配布し、回答があったものをスタッフのミーティングで回覧するという方式で行われ、市へは記載意見を抜粋した報告が行われていた。

② 自己評価

事業報告書には、基本協定書第30条で掲げる報告事項のうち、指定管理者自身の自己評価の項目がなく、まとまった記載も見当たらなかった。

③ 収支報告書

事業報告書のうち、収支報告書の数値を指定管理者の関係帳簿と照合したところ、指定管理料を構成企業で配分し、分担により経理が行われており、通信運搬費と委託料については、収支報告書と関係帳簿等の数値が一致しなかった。その後、3年10月12日に事業報告書の訂正が行われ、同月14日に市において承認されている。なお、精算を要しない経費の決算額の訂正であったため、市への返還額に影響は生じていない。

エ 課題提起

指定管理者から、施設の管理運営面について、施設設備の老朽化対策とともに、インターネット環境の整備、使用料の口座振替納付、施設の保安力の強化などが市に課題提起されている。

(2) 所管部局

ア 協定書

指定管理者との間で基本協定書及び年度協定書を締結しており、年度協定書に基づく指定管理料の支払事務の手続きについては、適正に処理されていた。

基本協定書第46条に定める履行保証金(年度協定書の締結にあたり指定管理料の100分の5以上の保証金を指定管理者が納めること)を市は免除しているが、免除の決定を行うにあたり決裁処理が行われていなかった。

イ 使用料の減免及び還付

使用料の減免及び還付の事務については、使用料徴収事務等委託契約書で指定管理者に委託している。

① 使用料の減免

減免については、条例第6条第2項、西宮市市民ホール条例施行規則（以下「規則」という。）第10条の規定を受け、所管課において審査基準で規則第10条第1項のうち「その他市長が特に必要と認める場合」について定めている。また、新型コロナウイルスの影響を受けた芸術文化公演への支援策として、芸術文化公演等再開支援のための市民ホール使用料減免実施要綱を定めている。しかしながら、減免の委託事務内容について契約書等には明記されておらず、実質的に市と指定管理者の協議により事務が進められているため、具体的な事務内容を契約書や業務仕様書などに記し、市と指定管理者の役割と責任を明確化する必要がある。

② 使用料の還付

還付については、条例第7条、規則第11条の規定を受け、所管課において審査基準で条例第7条ただし書の「市長が特別の理由があると認めるとき」について定めている。審査基準では、規則第11条第1項第2号の規定（「使用者が使用許可の取消し又は変更を申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたととき」）について、その理由が明らかに当初の使用許可申請が使用見込みのない虚偽の申請であったと認められる場合等を除き、市長が相当の理由があると認めたとときに該当するものとして取扱い、特に理由の有無についての判断を行わず還付を行うこととしている。

また、2年3月26日付決裁により、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした使用者からの取消申請に対しては、規則第11条第1項第1号の規定（「災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき」）を適用して全額還付を行っているが、施設の利用制限の状況にか

かわらず、利用者からの利用自粛の申し出に対しても同様に還付を行っている。

ウ 事業報告書等

① 事業報告書の承認

3年4月30日付で指定管理者から提出された2年度の事業報告書について、局長決裁で承認手続きが行われ、同年5月6日付で承認通知が発せられている。その決裁において、管理業務の実施状況及び利用状況、使用料等の収入実績、管理運営経費の収支状況、自主事業の事業内容及び実施結果、指定管理者自身による自己評価等その他市長が必要と認める事項(修繕費及びコロナ対策費の精算)の5項目を承認事項として掲げているが、決裁書には事業報告書について、各項目を確認した具体的な内容や評価は特に記されていない。また、収支報告書について、関連資料等で項目の金額の確認を行った形跡は見られなかった。

事業計画、事業報告、指定管理料に関することや管理運営に関することで指定管理者と協議を行った内容について、議事録等書面で残されているものはなかった。

② モニタリング

事業報告書等の確認に際しては、政策局が定める指定管理者モニタリングマニュアルにおいて、モニタリングチェックシートや指定管理者運営評価シートを作成することとなっているが、指定管理業務が開始された平成30年度分から、モニタリングチェックシートは作成されていなかった。

エ ギャラリーフレンテ

フレンテホールの指定管理者公募の際の募集要項には、指定管理者の指定を受けた団体が指定管理業務とは別に、フレンテ西宮4階に所在するギャラリーフレンテの管理を別途契約により行う旨の記載がある。ギャラリーフレンテ(全体面積79.12㎡)は普通財産として文化振興課が所管しており、本指定

管理者の指定後に、市は賃貸借契約書により、専用部分の49.4㎡を指定管理者に貸し付けている。ギャラリーフレンテについて、市は普通財産の貸付料及び光熱水費の負担を指定管理者に求め、一方で清掃業務、機械警備業務、火災保険料などを全額負担している。しかし、賃貸借契約書には、管理にかかる経費の負担区分やギャラリーとしての管理形態についての具体的な規定はなく、市がこれらの経費を負担する根拠に乏しい。ギャラリーとして利用者から得た使用料について指定管理者の収入とすることについても、契約書上は明確にされていない。

なお、公有財産明細書に記載のギャラリーフレンテの貸付面積は、従来より全体面積にあたる79.12㎡と表示されており、賃貸借契約書の貸付面積49.4㎡とは一致していなかった。

第4 要改善事項

主に公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を中心に監査を実施したが、基本的な事務処理で関連規定の理解不足や確認不足によるものと思われる誤りが少なからず発見された。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 指定管理者

(1) 使用料の徴収金

使用料の徴収金は、今後、基本協定書の規定どおりに収納日の翌日に金融機関に収納されたい。

(2) 防火管理

防火管理者変更の届出は3年9月10日付で西宮消防署に提出されたが、今後、すみやかに個別消防計画を作成し、適切に訓練等も行われたい。

(3) 事業報告書

ア 利用者アンケート

利用者に対するアンケートについては、今後、市と協議のうえ、市が定める指定管理者モニタリングマニュアルに従って、アンケートの項目、内容、方法を精査し、アンケート集計、結果分析、自己評価を行った上で、市にアンケートの結果報告を行われたい。

イ 自己評価

事業報告書には、今後、指定管理者自身による自己評価の項目を掲げて記載し、市に報告されたい。

ウ 収支報告書

事業報告書のうち収支報告書は、今後は、市の指導のもとに、構成企業間で協議し、各企業の指定管理料の資金配分、それぞれの執行管理の状況、正確な数値の把握を適時に行い、それらの情報を関係資料とともに適切に市に報告できるように経理事務の見直しを行われたい。

2 所管部局

(1) 協定書

履行保証金については、今後は、協定書等締結の一連の事務処理における確認項目を整理し、決裁もれがないようにミスの再発を防止する手立てを講じられたい。

(2) 使用料の減免及び還付

減免や還付については、事務の透明性、公平性、公正性をさらに高めるため、今後、条例、規則の趣旨に沿って、審査基準をさらに具体化、明確化するように精査されたい。また、併せて指定管理者への委託の範囲及び委託事務の内容を契約書や業務仕様書などで明確にされたい。

(3) 事業報告書等

事業報告書の承認手続きや指定管理者のモニタリングが適切に行われている

とは言い難い状況であり、今後、事業報告書の点検内容を整理して明確化し、項目ごとに評価を記録するとともに、指定管理者制度運用マニュアルや指定管理者モニタリングマニュアルに則り、有効なモニタリングを管理職職員も含めて組織的に行う具体的な方策を検討されたい。

(4) ギャラリーフレンテ

ギャラリーフレンテについて、指定管理者募集要項に関連付けて、随意契約で普通財産を指定管理者に貸し付け、指定管理者がギャラリーフレンテとして運営を行うことについて、十分に整理されているとは言い難く、今後は、行政財産としての位置付けや公募により活用の提案を募るなど、幅広い視点から財産の有効活用を検討されたい。

なお、公有財産明細書に記載のギャラリーフレンテの貸付面積については記載訂正の手続きを行われたい。

第5 監査委員の意見

1 指定管理者

今後も積極的に施設管理業務や事業運営に取り組み、課題については適時に市に報告して、協議を行われたい。また、指定管理業務に係る正確な財務情報を資料とともに市に報告できるように、経理事務を精査されたい。

2 所管部局

指定管理者制度が有効に機能するため、事業報告書の点検とともに、モニタリングの実施内容を一層充実させ、施設管理業務や事業運営に適切に反映させるよう努められたい。また、指定管理業務の安定的な実施、事業継続性の観点から、指定管理者及び各構成企業の決算書等を読み解いて当該企業の財務状況等も把握し、健全性の評価も行われたい。

指定管理者から市に対しては、施設や設備の老朽化とともに、インターネット環境の整備、使用料の口座振替納付、施設の保安力の強化などが課題提起さ

れている。施設の機能強化、事業の充実、利用者サービスの向上に向け、積極的に検討を進められたい。

今回の監査での指摘及び意見要望事項について、条例で定める他の市民ホールにおいても該当するものは精査し、検討のうえ必要な改善を行われたい。